

千葉市市民自治によるまちづくり条例 逐条解説書（案）

～ 目 次 ～

はじめに.....	1
条例改正までの主な取組み.....	3
条例の構成.....	4
解説	
前 文.....	5
第1条 目的.....	7
第2条 定義.....	8
第3条 まちづくりの基本理念.....	14
第4条 市民の役割.....	16
第5条 町内自治会の役割.....	18
第6条 市民活動団体の役割.....	19
第7条 地域運営委員会の役割.....	20
第8条 事業者の役割.....	21
第9条 市の責務.....	22
第10条 市民の自立的な活動の推進.....	24
第11条 協働の推進.....	25
第12条 市民参加の手続.....	26
第13条 パブリックコメント手続の対象.....	28
第14条 パブリックコメント手続の実施.....	30
第15条 附属機関の委員.....	32
第16条 市民の意向の把握.....	33
第17条 実施計画.....	34
第18条 実施状況の公表.....	35
第19条 推進会議の設置.....	36
第20条 所掌事務.....	37
第21条 組織.....	38
第22条 委任.....	39

はじめに

この条例は、千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下「旧条例」といいます。）に広範囲の修正と新たな規定を加えて改正したものです。旧条例は、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かし、市民と市が力を合わせ公共の課題の解決に取り組む「市民参加」と「協働」がこれまで以上に必要となっていることから、それらの推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的として、2008年に施行されました。

1 条例改正の背景

市はこれまで、旧条例に基づき「市民参加」と「協働」の推進を図ってきました。その結果、公共の活動に強い主体性を持つ市民が増えてきましたが、ここに規定されている「市民参加」と「協働」はいずれも行政主導であり、市民主体とまでは至っていない状況でした。

また、人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大する中、行政サービスだけでこれらの課題の解決に取り組んでいくことは、困難になってきています。そのため、地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していくためには、その地域の実情に合ったまちづくりを進める必要があります。

こうした背景に基づき、市民が主体となったまちづくりを推進するために条例の改正に至りました。

2 条例改正の理由・目的

(1) 市民が地域の実情に合ったまちづくりに取り組む必要があるため

地域が抱える課題が複雑化・多様化し、地域ごとにニーズや課題解決の優先順位が異なるため、市民が地域について主体的に考え、各々の地域の実情に合ったまちづくりに取り組む必要があります。旧条例は、市民参加と協働について規定していますが、いずれも行政主導の仕組みであり、市民主体の活動については規定していません。そこで、旧条例全体を見直し、市民が主体となったまちづくりの促進につなげたいと考えました。

(2) 市民のまちを良くするためのすべての活動の明確な根拠とするため

本市では、魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、新基本計画に「市民一人ひとりから始まるまちづくり」の推進を掲げています。そこで、市民のまちを良くするためのすべての活動の明確な根拠とし、既にまちづくりに取り組んでいる市民の活動の拠り所と

するとともに、まだ取り組んでいない市民に対し、活動を促していきたいと考えました。

(3)「まちづくりの基本的な考え方」を市民と行政が再認識し、連携してまちづくりを進めるため

地域が抱える課題を市民自身が発見・認識し、まず自ら行動して課題を解決していくといった「まちづくりの基本的な考え方」を市民と行政がともに再認識し、相互の役割を認識しつつ、連携してまちづくりを進める必要があると考えました。

条例改正までの主な取組み

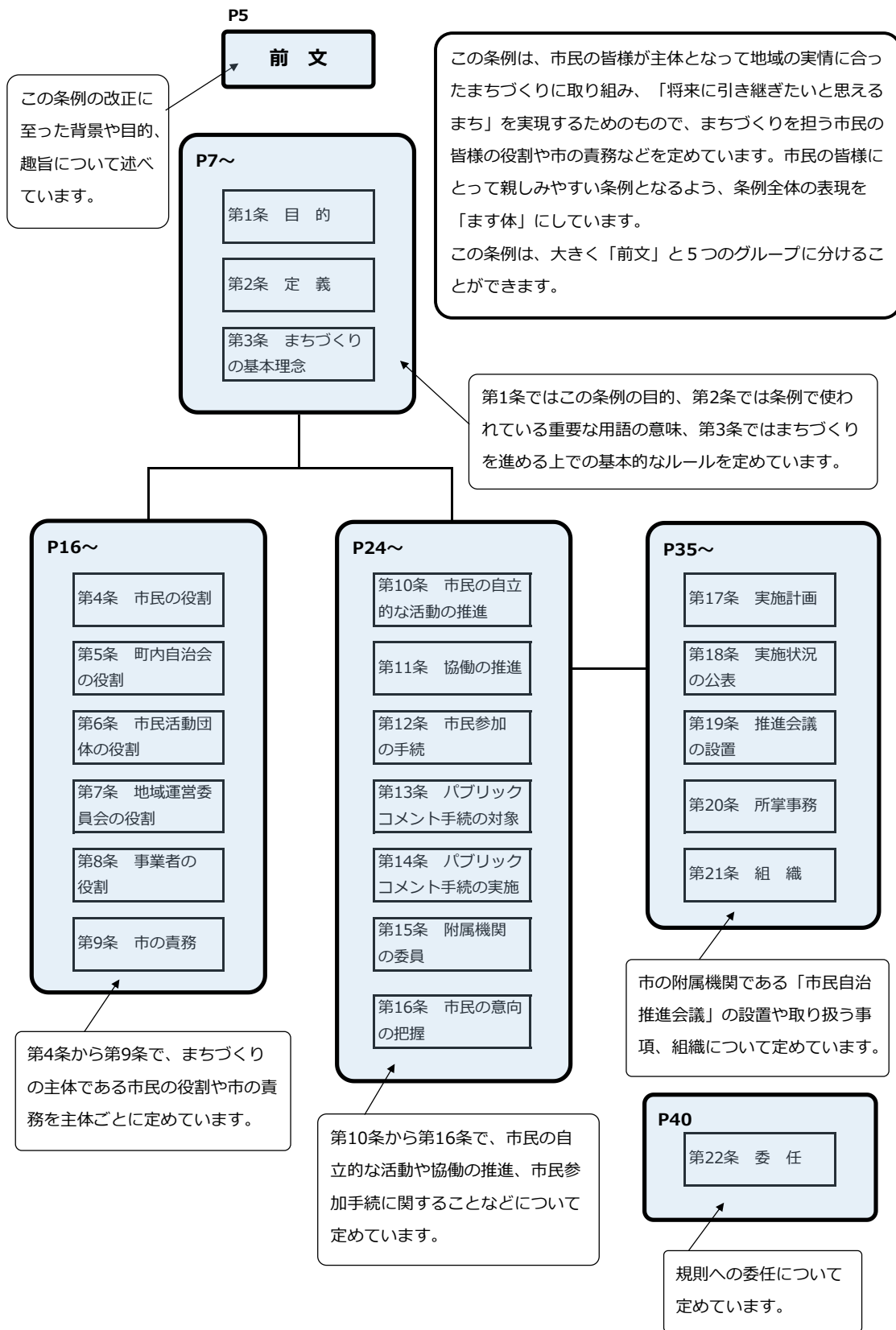
当初は、「(仮称)私のまちづくり条例」を新たに制定するために検討が進められていましたが、旧条例との関係性を整理した結果、旧条例の改正により対応することとしました。その検討過程では、市民の皆様の意見を多く取り入れられるよう様々な取組みを実施しました。主な取組みは以下のとおりです。

年	月	取組み	説明
2014	12	市職員によるプロジェクトチーム (~3月。計6回)	「(仮称)私のまちづくり条例」制定に向けた取組みが始まりました。
2015	3	インターネットモニターアンケート	これらの取組みでいただいた意見は、翌年に発足した「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会」に引き継がれ、条例案検討の下地となりました。
	7	無作為抽出の市民によるワークショップ (~10月。計4回)	
	11	市と団体との意見交換会やインタビュー (~3月。企業、大学、市民活動団体など計24団体)	
	12	100人規模の大ワークショップ(計2回)	
2016	2	「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会」(~7月。計7回)	主に「100人規模の大ワークショップ」に参加した市民の内の有志19名で構成され、条例の概要などを検討しました。
	3	市から「市民参加協働推進会議」へ「(仮称)私のまちづくり条例」に規定する内容について諮問	「市民参加協働推進会議」は、有識者や公募による市民で構成された組織で、本市の市民参加と協働の推進について調査審議するために設置されました。 また、「諮問(しもん)」とは、有識者や一定の機関に意見を求めることをいいます。
	6	「市民参加協働推進会議」による条例の概要(案)への意見募集	意見提出者数：5人 意見数：20件
	8	「市民主役のまちづくりの実現に向けた検討会」から市へ提言書を提出	計7回の検討結果をまとめた提言書が市へ提出されました。 「提言」とは、考えや意見を提示することをいいます。
	10	「市民参加協働推進会議」から市へ答申書を提出	諮問に対する答申書が市へ提出されました。 「答申」とは、諮問に対し意見を申し述べることをいいます。
2017		答申に基づく検討	前年の答申に基づき、市は条文の検討や旧条例との関係性の整理を進めました。
2018	3	条例改正による対応	前年の検討の結果、新たな条例の制定ではなく、旧条例で定められている「市民参加」と「協働」に「市民の自立的な活動」を加えて「市民自治」とする改正により対応することとし、市民参加協働推進会議に報告しました。
2019	3	パブリックコメント手続の実施	意見提出者数：2人 意見数：9件
	6	条例改正案可決	千葉県議会令和元年第2回定例会にて可決されました。



2020年4月1日 「千葉県市民自治によるまちづくり条例」施行

条例の構成



前 文

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち（市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等）は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

解 説

ポイント

- ・前文とは、この条例の改正に至った背景や目的、趣旨を明らかにするものです。
- ・まちづくりの主役は、わたしたちです。
- ・「わたしたち」とは、まちづくりの担い手すべてを指す言葉です。
- ・わたしたちには、地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

前文とは、旧条例の改正に至った背景や目的、趣旨を明らかにするものです。検討過程で市民の皆様よりお寄せいただいた想いや考え方を、可能な限り盛り込みました。第 1 段落と第 2 段落では旧条例の改正に至った背景や「わたしたち」を取り巻く課題、第 3 段落では「わたしたち」がまちづくりに取り組む方法、第 4 段落では「わたしたち」の決意がそれぞれ述べられています。

前文の主語である「わたしたち」とは、「住民」、市外から千葉市に通勤・通学している「在勤・在学者」、市内で活動する「市民活動団体・事業者」など、まちづくりの担い手となるすべてを指しています。

第 2・4 段落に出てくる「地域の実情に合ったまちづくり」とは、わたしたちに求められているまちづくりの姿を表した言葉です。前文では、社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけで課題の解決を図るのが困難になっていることが述べられていますが、その理由の一つに行政サービスが持つ特徴が挙げられます。行政サービスは、内容が公平であることが重視され、画一的なものとなることがあります。そのため、地域ごとに異なるニーズや課題解決の優先順位などに柔軟な対応を取りきれない場合があるのが現状です。そこで必要となってくるのが、「地域の実情に合ったまちづくり」です。地域のことを一番よく理解しているのは、そこに住む市民の皆様です。地域がどのような課題を抱え、どのような取り組みを必要としているのかを自ら考え、市民参加や協働により、又は自立的に実践していくことで「地域の実情に合ったまちづくり」を行うことが、いま求められています。

第 3 段落に出てくる「ジブンゴト」は、まちづくりに重要な要素である「地域に関心を持つこと」、「当事者意識を持つこと」、「課題の解決に主体的に取り組むこと」などを凝縮した言葉として使っています。漢字で表すとすれば「自分事」ですが、目に付き、印象に残りやすくするように、あえてカタカナ表記としました。

また、同じ段落の「ほどよい『おせっかいの精神』」は、向こう三軒両隣に誰が住んでいるかも分からず、人と人との交流が希薄になってきている時代であると言われている中、まちづくりを進めるためには、適度な距離感を保ちつつも、周囲への気遣いの精神を持つことが重要であることを表しています。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

解 説

この条例の目的を定めています。

「市民自治に関し基本的な事項を定める」とは、この条例に規定する内容が、第3条の「基本理念」、第4条の「市民の役割」、第5条の「町内自治会の役割」、第6条の「市民活動団体の役割」、第7条の「地域運営委員会の役割」、第8条の「事業者の役割」、第9条の「市の責務」、第17条の「市民自治を推進するための実施計画」、第19条の「市民自治推進会議の設置」など、市民自治に関する基本的な事項であることを述べたものです。

この条例の目的は「市民自治」の推進を図り、市民の市民参加・協働・自立的な活動による地域の実情に合ったまちづくりを通じて「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することにあります。「将来に引き継ぎたいと思えるまち」とは、「誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる」まちであることが前文で述べられています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。
- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体(町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。)又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。
- (10) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第13条第1項において同じです。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

解 説

この条例で使われている用語の意味を定めています。

なお、この条例には「市民」という言葉が多く使われていますが、用語の定義をしていません。これは、状況によって「市民」が指す内容が異なるためです。単に市内に住む「住民」のみを指す状況もあれば、市外から千葉市に通勤・通学している「在勤・在学者」、市内で活動する「市民活動団体・事業者」などが含まれる状況もあります。

(1) まちづくり

ポイント

- ・「まちづくり」とは、住みよい社会をつくることをいいます。
- ・「まちづくり」を進めるには、その地域の住民などの様々な主体の協力が必要です。
- ・自分の住む地域に関心を持つことが「まちづくり」の第一歩です。
- ・取り組む課題は身近なものからでも構いません。
- ・肩肘張らず、できるところから取り組みましょう。

前文でも述べられていますが、社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、市民が地域の抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

「まちづくり」とは、住みよい社会をつくることをいいます。施設の建設や公園・道路の整備などの「ハード面のまちづくり」と、人や地域などのつながりによって課題に取り組む「ソフト面のまちづくり」に分けて考えられることが多いですが、この条例では、主にソフト面の「まちづくり」を念頭に置いています。ハード、ソフトとはやや抽象的な表現ですが、ハード＝有形、ソフト＝無形と捉えると理解しやすいかもしれません。

「ソフト面のまちづくり」を進めていくためには、その地域に住む住民をはじめとした様々な主体の協力が必要です。「そんなことを言われても、具体的に何をすれば良いか分からない」という方は、まずは自分の住む地域に関心を持つことから始めてみてください。地域に関心の目を向け、その課題に気づき、当事者意識を持って課題の解決に取り組んでいくというように、段階的にまちづくりに取り組んでいきましょう。まずは肩肘を張らず、

それぞれができるところから取り組んでいき、少しでも多くの市民が「まちづくり」に加わるのが重要です。

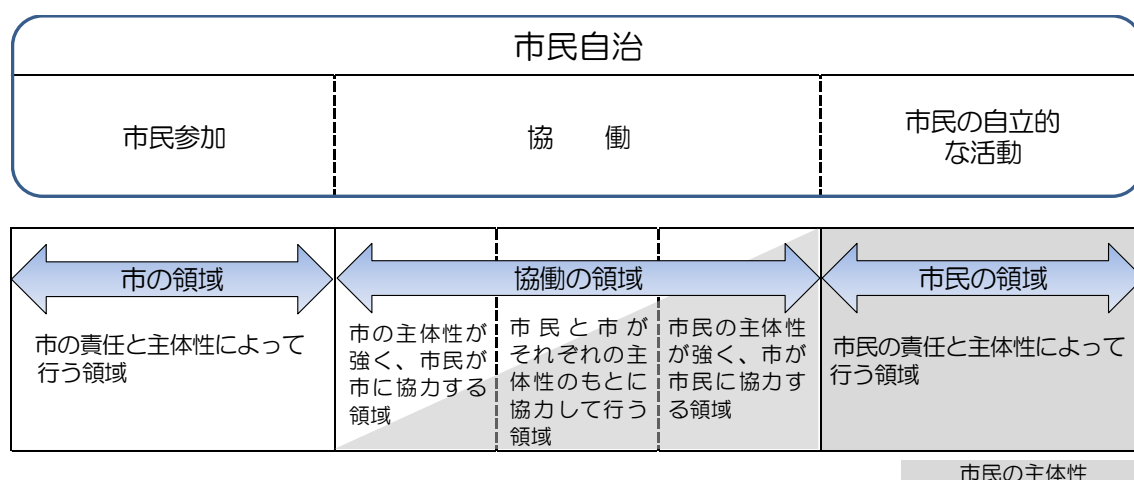
また、取り組む課題は社会全体に影響するような大きなものでなくても構いません。日常生活で感じた「もっとこうだったらいいのにな」「ここを改善したい」ということへの取組み一つ一つの積み重ねが、徐々にこの条例の目的でもある「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現につながっていくと考えます。

(2) 市民自治

市は、旧条例で市民参加と協働を推進してきましたが、いずれも行政主導の仕組みであり、市民主体の活動については定めていませんでした。

そこで、旧条例に定める市民参加と協働に、市民が主体となって課題解決に取り組むことを意味する「市民の自立的な活動」を加えて、市民が地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことを「市民自治」として新たに規定しました。

市民参加、協働、市民の自立的な活動に優劣はありません。解決に取り組む課題に合わせて適切な方法を選択することが重要です。



(3) 市民参加

市の施策には、総合計画の策定、行政改革の推進など市政全般にかかわるものもあれば、防犯・防災、福祉、環境、土木、教育など個別の行政分野において実施されるものもあります。「市民参加」は、こうした様々な市の施策に、市民が自らの意思を反映させることを目的として、市からの求めに応じて意見を述べたり自発的に提案したりすることとしています。

具体的な市民参加の手続には、パブリックコメント手続やワークショップ、アンケート

調査などが挙げられます。

(4) 協働

「協働」とは、市民と市が同じ目的の達成のために互いに協力したり、足りない部分を補い合ったりすることをいい、コラボレーション（コラボ）と呼ばれることもあります。

互いに違う分野で活動する者同士の協働を成功させるためには、それぞれが役割と責任を自覚し、主体性を持ち、互いの自主性を尊重しながら取り組んでいくことが重要です。

(5) 町内自治会

「町内自治会」は、同じ地域の住民によって構成される、私たちにとって最も身近な団体で、防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、様々な活動に取り組んでいます。

少子高齢化がますます進む中、誰もが明るく健やかに暮らし、地域の諸問題を解決していくためには、行政や個人のみではなく、地域の力が不可欠です。

町内自治会の持つ役割については、第5条をご覧ください。

(6) 市民活動団体

「市民活動団体」には、特定非営利活動法人（NPO法人）以外にもボランティアに取り組む任意団体などが該当します。

町内自治会が同じ地域の住民で構成されるのに対し、市民活動団体は、その活動目的に賛同するメンバーで構成されています。各団体がテーマを持って活動しているのが特徴で、テーマに関する情報、知識、専門性などを生かして活動に取り組んでいます。

市民活動団体の役割は第6条をご覧ください。

(7) 地域運営委員会

ポイント

- ・「地域運営委員会」は、地域で活動する様々な団体が一緒に地域のことを考え、一丸となって課題の解決に取り組んでいく組織です。
- ・各団体の情報共有や、単独では解決が難しかった課題を解決する糸口となるなど活動の強化につながります。

「地域運営委員会」では、以下の5団体を必須の構成団体としています。

- ①地区町内自治会連絡協議会
- ②社会福祉協議会地区部会
- ③地区民生委員・児童委員協議会
- ④中学校区青少年育成委員会
- ⑤地区スポーツ振興会

これらの団体のほか、地域の実情に応じて学校、公民館、市民活動団体、事業者など様々な団体が構成団体となり、協力してまちづくりに取り組んでいます。

地域の各団体が連携することで、新たな地域活動への取組みが期待できます。また、新たな取組みまで至らなくても、各団体の情報共有や、それぞれの団体の強みを生かすことにより、単独では解決が難しかった課題を解決する糸口となるなど活動の強化につながります。

地域をより住みやすくしていくためには、地域全体で連携してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。地域で活動する様々な団体が一緒に地域のことを考え、一丸となって課題の解決に取り組んでいく組織が「地域運営委員会」です。

(8) 事業者

市内に事務所・事業所を置いて事業を行っている法人、団体や個人をいいます。ただし、町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会は、この条の第5号から第7号で定義しているため、ここには含まれません。

(9) 市長等

「市長等」は、市民参加手続等を行う市の機関です。地方自治法により独立して事務を管理執行する権限を持つ執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と、消防組織法等により広範な権限を持つ消防長及び地方公営企業法により業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する病院事業管理者としています。

(10) パブリックコメント手続

「パブリックコメント手続」とは、市の重要な施策を案の段階で広く公表し、市民の皆様から意見を募集し、可能な限り反映させていく手続です。いただいた意見には、それに対する市の考え方を公表しています。

この手続は、市民参加の手続の一つで、重要な施策を決めていく上で透明性の向上を図り、市民参加を推進することを目的としています。

この手続の対象となる施策は第13条を、実施手順等については第14条をご覧ください。

第3条 まちづくりの基本理念

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題（以下「地域の課題等」といいます。）に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

解 説

まちづくりを進める上でのルールである「基本理念」を定めています。

ここでは、まちづくりの基本を以下の2点とし、加えて第1号から第4号までを考慮することとしています。

基本①市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むこと。

基本②市民一人一人が地域の実情に合わせて、できるところから自立的に活動してまちづくりに取り組むこと。

(1) 市民自治の推進に当たり、市民の豊かな知識、社会経験、創造的な活動が尊重されるべきことを述べています。市民一人一人の状況や活動する分野が違うからこそ、多様な考え方や視点があり、それらを尊重することで、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現につながると考えます。

(2) 「地域の課題に加え社会の課題に気付き、参加し、活動する」とは、多くの市民が、まずは自分の地域に目を向け、できるところから参加し、課題の解決に取り組んでいくこと、そして、徐々にその目を広く社会へ向けていき、社会全体の課題の解決へと取り組みを広げていくことを意味しています。

(3) 社会が取り組むべき課題が増大し、行政サービスだけでは全ての課題の解決が難しくなっている中で、それらを市のみで解決するのか、市民同士が協力し合って解決するのか、市民と市が協働により解決するのか、それぞれの役割はどうあるべきかを考え理解していくこと、また、これらが相互に協力し合うことが必要であることを述べています。

(4) 市民自治を推進するためには、市民同士や市民と市との情報の交流や共有を進めると、また、それによって互いに信頼関係が深められることが必要であることを述べています。情報の交流は例えば、

- ①市から市民に情報公開や情報提供が行われる。
- ②市民から市に意見や提案が出される。
- ③②に対する市の考え方が示される。

というように、どちらか一方ではなく、互いに情報のやり取りが行われることであり、これらによって市民同士や市民と市の情報の共有が促進されていきます。

第4条 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。

2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気づき、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。

3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。

4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。

5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。

6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。

7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。

解 説

市民自治の主役である「市民」の役割について定めています。

なお、この条例は第4条から第8条までで、まちづくりの各主体の役割を定めていますが、文末をすべて「努めるものとします。」という表現に統一しています。これは、まちづくりは強制されるものではなく、それぞれができるところから取り組んでいくものであるということを前提としているためです。

1 第9条第2項で「市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努め」ることを市の役割としていますが、その機会の積極的な活用に努めることを市民の役割としています。

また、自立的な活動については、第3条の基本理念に基づき、できるところから活動するよう努めることとしました。

- 2 市民の役割の一つとして、地域や市政に関心を持つことを挙げています。繰り返しになりますが、まずは一人一人が自分の地域に関心を持つことがまちづくりの第一歩です。地域に関心を持つことで、その課題に気付き、当事者意識を持って情報を収集し、知識を得て、小さなことでもできるところから地域の実情に合ったまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- 3 市民自治を行う上では、市民が地域の一員であることを自覚し、自らの発言や行動に責任を持つことが大切です。また、地域の課題を解決するためには、様々な市民が連携・協力していくことが重要になるため、市民相互間の合意形成（お互いの意見の一致を図ること。）に努めることとしています。
- 4 近年、地域における人と人とのつながりが希薄であると言われていています。日常で何か困りごとが起きた場合、あるいは災害などの緊急時や地域の課題の解決に取り組む場合など、自分自身又は自分の家族だけではどうすることもできないことがあります。そのため、例えば日頃のあいさつなどにより地域と緩やかにつながりを持って、いざという時に助け合えるような信頼関係を築くことが重要です。
- 5 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体は、いずれも加入を強制されるものではありません。しかし、これらの団体の活動は地域の親睦、防犯、防災など様々な分野で住民の暮らしに関わっており、まちづくりの重要な役割を果たしています。
市民は、まちづくりにおける各種団体の活動に目を向けて、できるところから活動へ参加・協力することに努めることとしています。
- 6 まちづくりの取組みが形になってきたら、どうしたらもっと良くなるのかを考え、取組みの継続や更なる発展に向けて主体的に行動することが大切です。
- 7 市民が、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことを発信することも情報共有です。発信された情報を受けた市や他の市民が、適切に支援・協力ができるよう、具体的な情報を発信することも必要です。

第5条 町内自治会の役割

(町内自治会の役割)

第5条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。

2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。

4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

解 説

まちづくりにおける町内自治会の役割を定めています。

1 「交流や親睦を図る活動」には、夏祭りや運動会などの行事のほか、子ども会・婦人会・老人クラブの活動、高齢者の見守り活動や交流会など多種多様な活動があります。これらの活動は、地域を住みやすくするだけでなく、犯罪防止や災害などの緊急時の助け合いにもつながります。

2 町内自治会は、地域をより良くするために日々活動に取り組んでいますが、時には町内自治会だけでは解決できない課題に直面することもあります。そのような場合には市、地域で活動する市民活動団体・事業者などと連携することで、課題の解決につながることを期待されます。

3 町内自治会には、地域の声を市に届ける役割や、市からの情報を回覧などで市民へ知らせる役割があります。それらの市民と市をつなぐ役割を、「架け橋」と表現しました。

4 町内自治会の重要性が高まる一方、加入率は年々低下しています。理由は様々ですが、「町内自治会が何をしているのかよくわからない」という理由がその一つとして挙げられています。

このため、活動への理解が深まるよう、広報紙や広報板などを使って活動のお知らせや報告、決算の公表など町内自治会に関する情報の発信に努めることが重要です。

第6条 市民活動団体の役割

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。

3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

解 説

まちづくりにおける市民活動団体の役割を定めています。

1 市民活動団体は、町内自治会と異なり、その活動範囲を自由に決められます。言い換えれば、活動するそれぞれの地域の一員であるといえます。市民活動団体も地域の一員として、できるところからまちづくりに取り組む姿勢が大切です。

第2条第6号(市民活動団体の定義)のとおり、情報、知識、専門性などを生かし、テーマに基づいて活動しているのが市民活動団体の特徴です。地域で課題解決に取り組む上で、活動する分野のスペシャリストとして解決に努めることが期待されます。

2 町内自治会と同様、市民活動団体だけでは解決できない課題があります。そうした課題を解決するために、町内自治会、他の市民活動団体、事業者、市などと連携・協力することが必要です。

3 地域の課題等の解決のためには、情報収集が大変重要です。特に、地域横断的な活動を行っている団体は、それぞれの地域に関する情報を収集しやすく、それらの情報を比較したり、参考にしたりすることで課題解決の糸口となることが考えられます。

また、町内自治会や他の市民活動団体などとの連携を円滑にするには、団体や活動内容が広く理解される必要があります。そのため、活動内容などの情報を発信し、信頼を得ることも重要です。

第7条 地域運営委員会の役割

(地域運営委員会の役割)

第7条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとしします。

2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとしします。

3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとしします。

4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとしします。

解 説

まちづくりにおける地域運営委員会の役割を定めています。

1 地域運営委員会は、第2条第7号のとおり、地域の様々な団体に構成されています。お互いに違う分野で活動する団体が円滑に連携していくためには、まずはお互いの活動内容や情報を共有することが重要です。

2 地域運営委員会は、地域の様々な団体が集まって構成されていることから、各構成団体が単独で取り組むよりも多様な課題に対応していくことができると考えられます。そのため、課題の解決につながる企画の立案や、他の団体との連携、市と協働した具体的な取組の実施などが期待されます。具体的な取組を行うには、まず、地域の課題を調査・把握することが必要となりますが、そのための効果的な方法としては、地域に住む市民へのアンケートなどが挙げられます。

3 地域運営委員会が活動する上で、その活動内容を周知し、理解を得ることが重要なことから、活動情報の発信に努めることとしています。

4 既存の取組みの改善や強化につなげるため、自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めることとしています。

第8条 事業者の役割

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

解 説

まちづくりにおける事業者の役割を定めています。

1 事業者と地域には密接な関わりがあります。近年、事業者には雇用の創出だけでなく社会貢献が求められており、地域活動や行事へ参加したり、地域運営委員会の一員となったりしている事業者もあります。事業者には、地域の一員として地域活動や市の施策へ協力し、地域の課題等の解決に努めることが期待されます。

2 事業者が地域の一員であるのは第1項のとおりですが、そこで働く従業員も居住する地域の一員（市民）です。事業者には、従業員が地域の活動に参加しようとしていることへの理解に努めることが期待されます。

第9条 市の責務

(市の責務)

- 第9条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。
- 2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。
 - 3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。
 - 4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。
 - 5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。
 - 6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

解 説

まちづくりにおける市の責務を定めています。

- 1 市は、基本理念（第3条第1号）である「市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重」して市民自治を推進するため、まず、市民参加を推進する観点から、市民の意見や提案を的確に把握し、市の施策に反映させるよう努めることとしています。また、協働を推進する観点から、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めることとしています。
- 2 市民が、その役割（第4条第1項）である「市民参加と協働の機会を積極的に活用」できるように、市はその機会を積極的に提供すること、また、市民がその機会を活用しやすくするための環境づくり（市民が参加しやすい日時・場所の設定、協働を実施する際の場所の提供等）に努めることとしています。

- 3 市が、市民自治の必要性や重要性について啓発、研修等を行うことにより、市民自治への理解が深まり、より多くの市民や市職員がまちづくりの担い手となることへつながると考えます。

- 4 市は、基本理念（第3条第4号）である「情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるよう」にするため、市民と同様、市も市政に関する情報の積極的な提供と、市民の意見や提案に対する誠実な応答に努め、開かれた行政運営を目指すこととしています。

- 5 市は、市民自治が推進されるよう、その役割を理解し、市民の自立的な活動、協働、市民参加の推進に適切に取り組むこととしています。それぞれの内容は第10条から第12条をご覧ください。

- 6 市が、市民自治を推進するに当たり、地方自治制度の基本である代表民主制との調和を図っていくべきことを示したもので、条例や予算の議決権などの議会の権限や、選挙により選ばれる市民の代表としての役割を尊重しながら市民自治を推進することとしています。

第10条 市民の自立的な活動の推進

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

解 説

市民の自立的な活動を推進するために市が取り組むことを定めています。

「市民の自立的な活動」とは、市民が主体となってまちづくりに取り組むことを意味して用いている言葉です。ただし、「自立」とは、市民が市に頼ってはならないことを意味しているわけではなく、市民が自ら考え、行動することを意味しています。つまり、「市民の自立的な活動の推進」とは、市が、市民が主体的に地域の実情に合ったまちづくりに取り組むための補助や手助けをすることを意味しています。

この条では、市は町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立や活動の継続と発展に必要な支援をするだけでなく、それらの活動への市民の参加を促進することとしています。また、市民相互の連携や協力のための調整や、市民相互や市民と市が情報や知識を活用するための機会の創出などに取り組むこととしています。